

都筑オーケストラ規約

(1997年3月27日団員総会承認)

(1999年1月20日改正)

(2007年6月20日改正)

(2012年10月3日改正)

第1条 (名称) 本オーケストラは「都筑オーケストラ (以下「団」) と称する。

第2条 (目的) 団はオーケストラ活動を楽しむことを目的とし、その楽しみを演奏会を通じて地域住民と共有する。

第3条 (本拠) 団は横浜市都筑区内を活動の本拠とし事務局を代表の自宅に置く。

第4条 (組織) 団に次の機関を置く。

- 一 **総会** 団の最高の議決機関として団員総会(以下「総会」)を置く。総会は団員全員で構成し代表が召集し、団員総数の過半数で成立する。毎会計年度の当初(以下「定期総会」)並びに演奏会の直後に定例の総会を開くものとする。ただし活動状況を勘案し定期総会と定例総会を同時に開くことができる。総会の運営は代表が進行し、その議事は多数決で行い可否同数のときは代表が決する。
- 二 **代表** 代表は団を代表する。代表は団員から定期総会で1名を選出し任期は次の定期総会までの間とする。
- 三 **代表代行** 代表の任を代行させるため、代表は運営委員の内からあらかじめ代表代行を指名することができる。
- 四 **運営委員会** 団の事務運営のために運営委員会を置く。運営委員会は、代表、会計、運営委員で構成する。会計、運営委員は必要に応じ定数は若干名とし団員から定期総会で選出し任期は次の定期総会までの間とする。運営委員会は代表が必要に応じて召集し、進行、議事は総会手続きに準じる。
- 五 **演奏委員会** 演奏技術の向上、演奏会の曲目選定のために演奏委員会を置く。演奏委員会は各パート代表の団員を演奏委員として構成する。演奏委員は定例総会で各パートから1名(ただし第一ヴァイオリン及び第二ヴァイオリンは2名まで)を選出し任期は次の定例総会までの間とする。演奏委員会はコンサートマスター(第一ヴァイオリンのパート代表)が演奏委員長として必要に応じて召集し、進行、議事は総会の手続きに準じコンサートマスターが行う。
- 六 **合同委員会** 団員の資格審査、指揮者の選定等、事務運営と演奏面の両方に関係する案件処理のために、運営委員会と演奏委員会の委員をもって合同委員会を構成する。合同委員会は代表が必要に応じて召集し、進行、議事は総会手続きに準じる。

第5条 (団員) 団は、本規約を承認し活動する者を団員として入団を認める。入団審査は代表が行い合同委員会に報告するものとする。

2 団員は入団時に入団申込書と入団金¥2,000を団に納めなければならない。ただし第5項により退団した者が再入団するときは入団金を免除することができる。

3 団員は毎月会費¥4,000を団に納めなければならない。ただし、トロンボーン及びチューバ団員は毎月会費を¥2,000とする。

4 団員は1ヵ月以上団の活動に参加できないときは休団届けを団に提出し休団するものとする。休団者は毎月会費を免除する。

5 退団しようとする団員は退団届けを団に提出しなければならない。

6 入団金、毎月会費は理由の如何を問わず返還しない。

7 費用弁済その他、団員に係る給付は運営委員会の決するところによる。

第6条 (会計) 団に会計若干名、会計監査若干名を置く。団の会計年度は毎年4月から翌年3月までとする。

2 会計、会計監査は定期総会で団員から選出し任期は次の定期総会までとする。ただし代表、演奏委員長は会計、会計監査を兼務することはできない。また会計と会計監査は兼務することができない。

3 会計は団の会計を担当し常に帳簿を整理し団員から請求があったときは開示しなければならない。

4 会計監査は会計事務の適正な執行のために会計年度ごとに会計帳簿を点検し、その結果を総会に報告しなければならない。また、会計監査は必要に応じて随時、会計帳簿の点検を行うことができる。

第7条 (改正) 本規約の改正は総会で行う。

(付則) 本規約は総会で承認された時点から施行する。

(改正履歴)

1999年1月20日毎月会費を¥3,000から¥4,000に改正。

2007年6月20日休団制度廃止、代表代行設置規定新設、演奏委員規定Vn各2名までに変更、入団審査を合同委員会から代表に変更、慶弔項目削除、付則文言修正。

2012年10月3日第5条3項に後段として「トロンボーン及びチューバ団員の毎月会費を¥2,000とする」を加える。

第5条4項中、退団を休団に改め、後段として「休団者は毎月会費を免除する」を加える。